

年金額の改定(スライド)の在り方

厚生労働省年金局
平成26年10月15日

目次

1 現行の年金額の改定(スライド)の枠組みと平成16(2004)年改正後の年金額改定の状況	
・ 年金額の改定(スライド)の基本的な考え方	… 3
・ 年金額の改定(スライド)のルールの変遷	… 4
・ 現行の年金額の改定(スライド)のルール	… 5
・ 現行の年金額の改定(スライド)のルール (全局面)	… 6
・ 既裁定の年金の水準が過度に低下しないための措置 (いわゆる「8割ルール」)について	… 7
・ マクロ経済スライドについて	… 8
・ 年金額の改定(スライド)に用いる賃金・物価の改定率	… 9
・ 特例水準の解消について	…10
・ 平成27年度におけるマクロ経済スライド調整の実施	…11
・ 平成17年度以降の賃金と物価の改定率	…12
・ デフレ下での実質賃金低下に伴う年金の所得代替率の上昇	…13
・ 所得代替率の上昇がマクロ経済スライドに与えた影響	…14
・ マクロ経済スライドによる給付水準調整見通しの変化	…15
2 マクロ経済スライドをめぐるこれまでの議論	
・ 社会保障・税一体改革大綱における記載	…18
・ 国民会議報告書と社会保障制度改革プログラム法	…19
・ オプション I による所得代替率と調整終了年度の変化	…20
・ (オプション I)マクロ経済スライドによる給付水準調整のスピードと調整後の給付水準	…21
・ 名目下限措置による調整期間と給付水準への影響	…22
・ 最近の年金部会における主な意見	…23
○ 年金額の改定(スライド)の在り方に係る論点	…24
3 年金額の改定(スライド)ルール及びマクロ経済スライドにおける名目下限措置の見直し	
・ 実質賃金低下の場合にも賃金に連動して改定することを徹底した場合の制度設計	…26
・ 名目下限措置について	…27
・ 経済変動を仮定した場合のマクロ経済スライド発動への影響	…28
・ (オプション I)スライド調整率の比較	…29
・ 人口構造の変化とマクロ経済スライド調整	…30
・ 財政均衡を図るための措置(諸外国の事例)	…31
○ 検討に当たっての論点	…32

1. 現行の年金額の改定(スライド)の枠組みと 平成16(2004)年改正以後の年金額改定の 状況

年金額の改定（スライド）の基本的な考え方

- 公的年金は、予め予測できない現役期から高齢期に至る長期間の経済社会の変動や国民生活水準の向上に対応し、その時々々の経済状況の中で実質的な価値を維持した年金を保障することが求められてきた。
- 経済成長の果実は、基本的には、稼働する現役世代の賃金水準等に反映され、国民生活の向上につながる。また、年金給付の財源となる保険料収入は賃金水準に連動する。こうした考えのもと、年金の給付水準は賃金水準の動向に対応して改定することを原則におき、財政再計算時には賃金再評価や政策改定を行うとともに、財政再計算の間の年は物価スライドによる改定を実施してきた。
- このような考え方を原則としつつ、一方で、少子高齢化が急速に進展していく中で、将来世代の負担を過大なものとしないう、改定のルールに一定の調整措置を講じてきている。具体的には、平成6(1994)年に可処分所得スライド、平成12(2000)年に既裁定の年金の改定は物価スライドのみとすること、さらに、平成16(2004)年には、固定した保険料率の中で長期的な給付と負担の均衡を図るために、賃金再評価や物価スライドに対して一定の調整を講じる仕組み(マクロ経済スライド)を導入した。

年金額の改定（スライド）のルールの変遷

賃金再評価、物価スライド制の導入

昭和48
(1973)年

- 財政再計算時に、厚生年金については賃金再評価、国民年金については国民の生活水準、消費水準等の動向を踏まえて政策改定
 - ・ 平成5(1993)年まで 標準報酬の伸びに応じて再評価
 - ・ 平成6(1994)年以降 年金保険料率の上昇分を調整して再評価(可処分所得スライド)
- 財政再計算の間の年については、物価変動に応じて改定(物価スライド)
 - ・ 平成元(1989)年まで 5%を超える変動があった場合に自動改定
(実際にはほぼ毎年度法律改正により改定を実現)
 - ・ 平成2(1990)年以降 完全自動物価スライド

裁定後の年金額の改定方法の変更

平成12
(2000)年

- 既裁定(65歳以後)の年金に関しては賃金再評価や政策改定を行わず、物価変動率のみで改定
 - ただし、物価変動率のみで改定した年金額と、65歳以後も賃金再評価等を行った場合の乖離が過大となる場合には、既裁定の年金に関しても賃金再評価等を実施(いわゆる「8割ルール」)
- ※ この改定ルール自体は法律に直接規定されておらず、今後の財政再計算時の基礎年金額や厚生年金の再評価率の改定の方針として説明。法律的には、生年別の再評価率の設定という形で規定。

平成16(2004)年改正による年金財政フレームに対応して賃金再評価や政策改定を含めて改定ルールを法定化

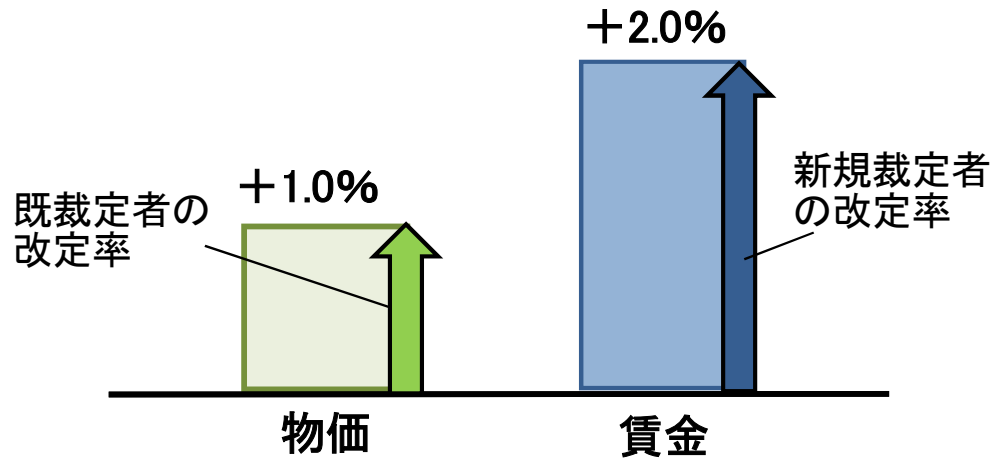
平成16
(2004)年

- 新規裁定までは賃金変動率で、既裁定年金は物価変動率で改定する原則及びその算定方式を法定化
 - 長期的な給付と負担の均衡を図るため、上記の改定に対して一定の調整を講じる仕組み(マクロ経済スライド)を導入
- ※ 具体的な改定の水準は、実際の物価変動率、賃金変動率を上記の改定ルールに当てはめて算定し、毎年度政令に規定。

現行の年金額の改定（スライド）のルール

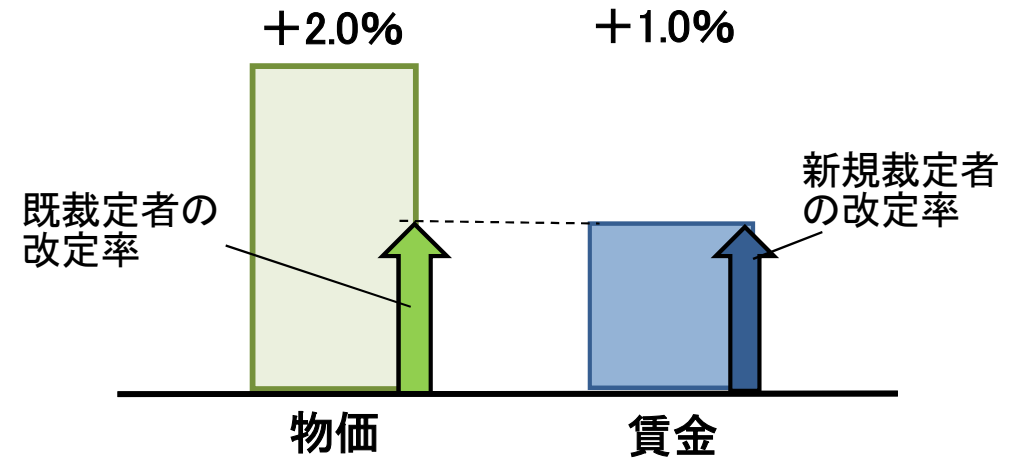
- 新規裁定者は賃金上昇、既裁定者は物価上昇をベースに改定
- ただし、物価上昇が賃金上昇を上回る場合は、ともに低い賃金上昇をベースに改定
- 両者の改定率に対して、それぞれマクロ経済スライドによる調整がなされる。

0 < 物価上昇 < 賃金上昇



- ・新規裁定者は賃金
- ・既裁定者は物価
上昇分をベースに改定

物価上昇 > 賃金上昇 > 0



- ・新規裁定者は賃金
- ・既裁定者も賃金
上昇分をベースに改定

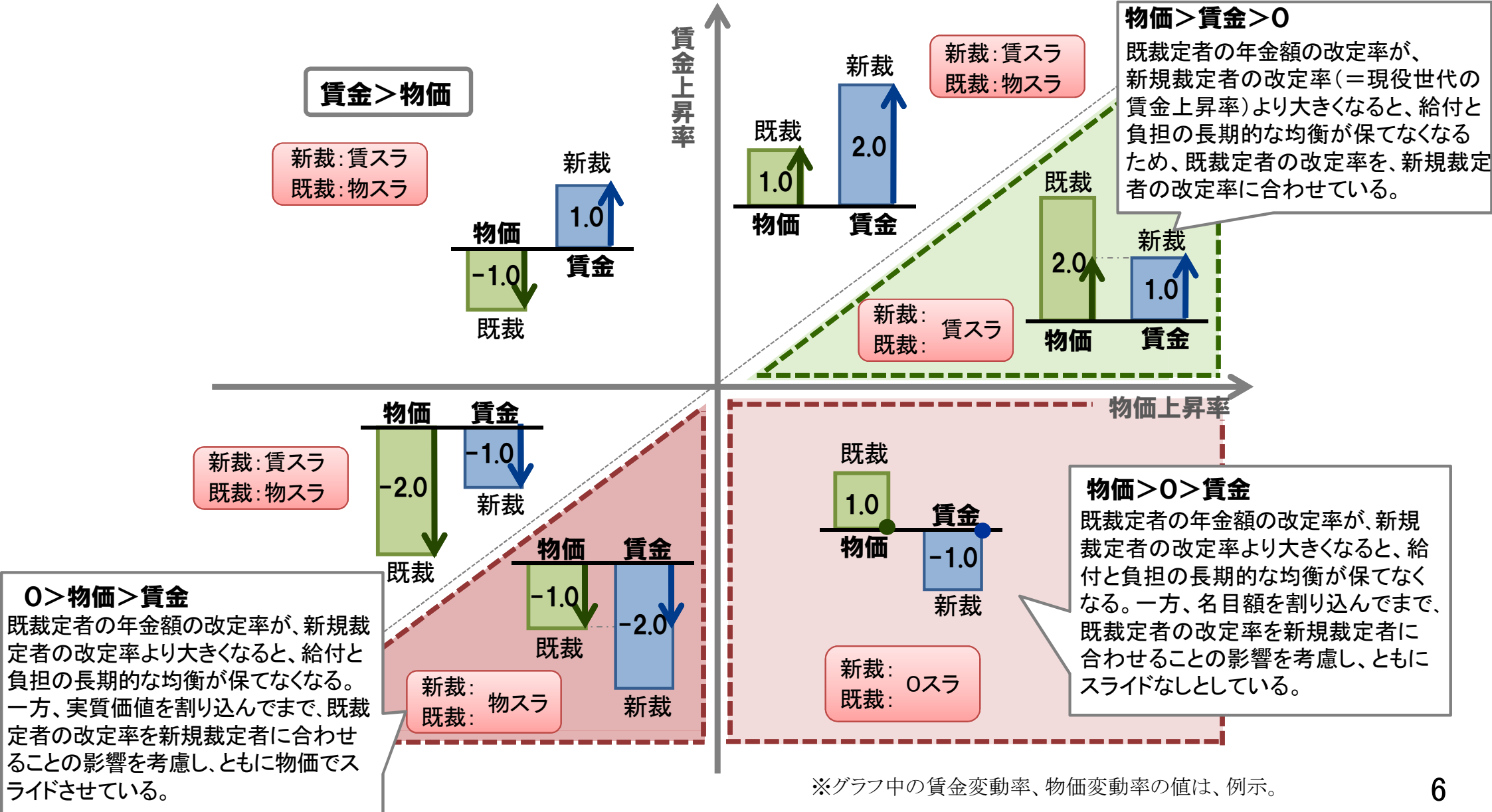
※ 物価上昇が賃金上昇を上回る場合に賃金上昇分しか改定しないのは、保険料の収入は賃金上昇に依存するが、それを上回る物価上昇分まで給付を保障すると、給付と負担の長期的な均衡が保てなくなるため(平成16(2004)年改正で導入)。

※ 物価や賃金の下落局面では、物価下落率までしか引き下げないという措置が適用される(次ページ参照)。

現行の年金額の改定（スライド）のルール（全局面）

現行の改定ルールは次の3つの考え方で構成

- ① 新規裁定者は賃金変動、既裁定者は物価変動をベースに改定
- ② 物価変動 > 賃金変動の場合は既裁定者も賃金変動をベースに改定
- ③ 改定率がマイナスになる場合は、新規裁定者、既裁定者とも物価変動のマイナス分を下限に改定



既裁定の年金の水準が過度に低下しないための措置(いわゆる「8割ルール」)について

- 平成12(2000)年改正において、既裁定者の年金額は物価変動率により改定することとしたため、賃金変動率で改定される新規裁定者との年金額に乖離が生じることとなった。この乖離が過大にならないよう、必要に応じて、既裁定者の年金額についても賃金変動率による改定(スライド)等を行うこととされた。
- 具体的には、国会審議における大臣答弁等において、その差が2割以上乖離した場合に賃金変動率による改定(スライド)等を行うこととされている(「8割ルール」)。
- まだこのルールが発動するまでの乖離は現実化しておらず、また、現在法定化されている改定(スライド)のルールでも明文化されていないが、平成21年財政検証及び平成26年財政検証は、この「8割ルール」の下で検証作業を実施している。

(参考) 過去の国会答弁

○平成11年11月17日 衆・厚生委員会 丹羽厚生大臣答弁

現役世代の賃金と年金との乖離が過大にならないように、将来においては必要に応じて賃金スライドなどの措置を行うことが必要なのではないかと私は思っております。その場合、今回の財政再計算においては、私といたしましては、現役世代とのバランスを考えなければならない、それからもう一つは、お年寄りが実際に生活をしていく上において生活実態というものを十分に考慮しなければならない、こう考えているような次第でございます。こういう点から考えますと、私自身といたしましては、二割以上乖離した場合においては賃金スライドなどを行うべきではないか、このように考えているような次第でございます。

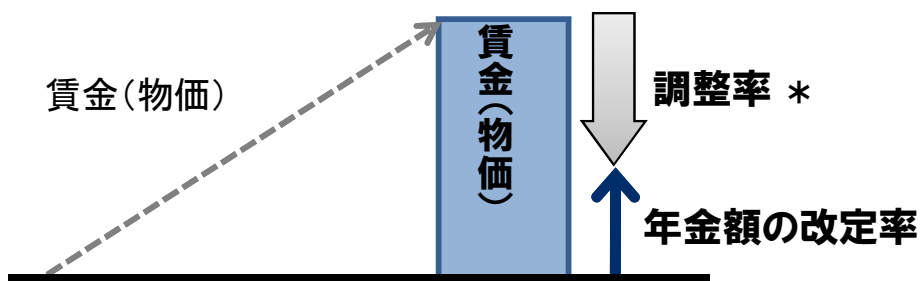
○平成16年6月1日 参・厚生労働委員会 坂口厚生労働大臣答弁

前回の改正のときにもこの8割ルールというものを導入するということを法案の中でお答えしております。そうしたことで、今回この法案の中には入っておりませんが、その思想は引き続いてこれは引き継いでおりまして、将来において実際にこの新規裁定者と既裁定者の年金水準の乖離幅が2割を上回る可能性が出てきました場合には、その時点におきまして、その乖離幅が2割となるように既裁定者の年金について賃金スライドを基本とした改定を行うための必要な措置を講じる、これはもうこのとおりでございます、このようにしていきたいと思っております。

マクロ経済スライドについて

- 「賃金」や「物価」の改定率を調整して、緩やかに年金の給付水準を調整する仕組み
- 具体的には、現役被保険者の減少率を基本とした「調整率」を設定して、その分を「賃金」や「物価」の改定率から控除
 - ※ 改定率の考え方が平均賃金に連動する仕組みから、現役人口の減少分を含んだマクロの賃金総額に連動する仕組みとなったという意味で「マクロ経済スライド」と説明
- 現行のマクロ経済スライドの自動調整は、名目下限を下回らない範囲で行うものとされている。
- マクロ経済スライドによる調整は、特例水準(10ページ参照)が解消されてから実施。

<具体的な仕組み>

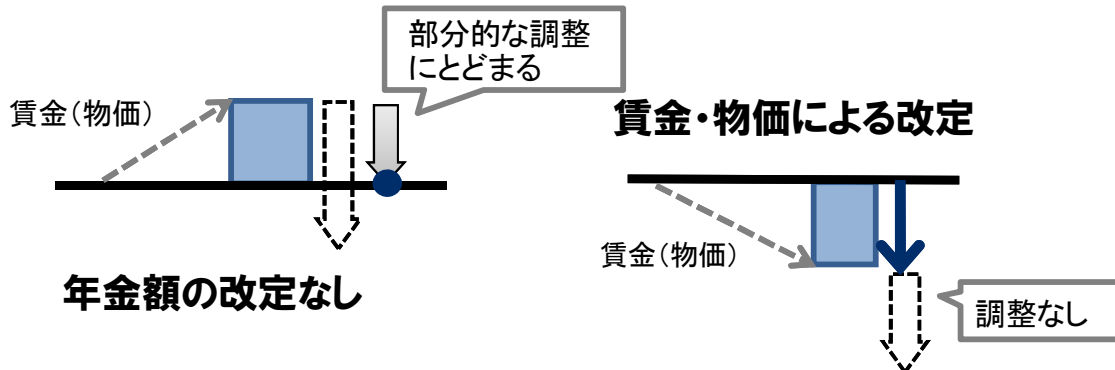


* 調整率

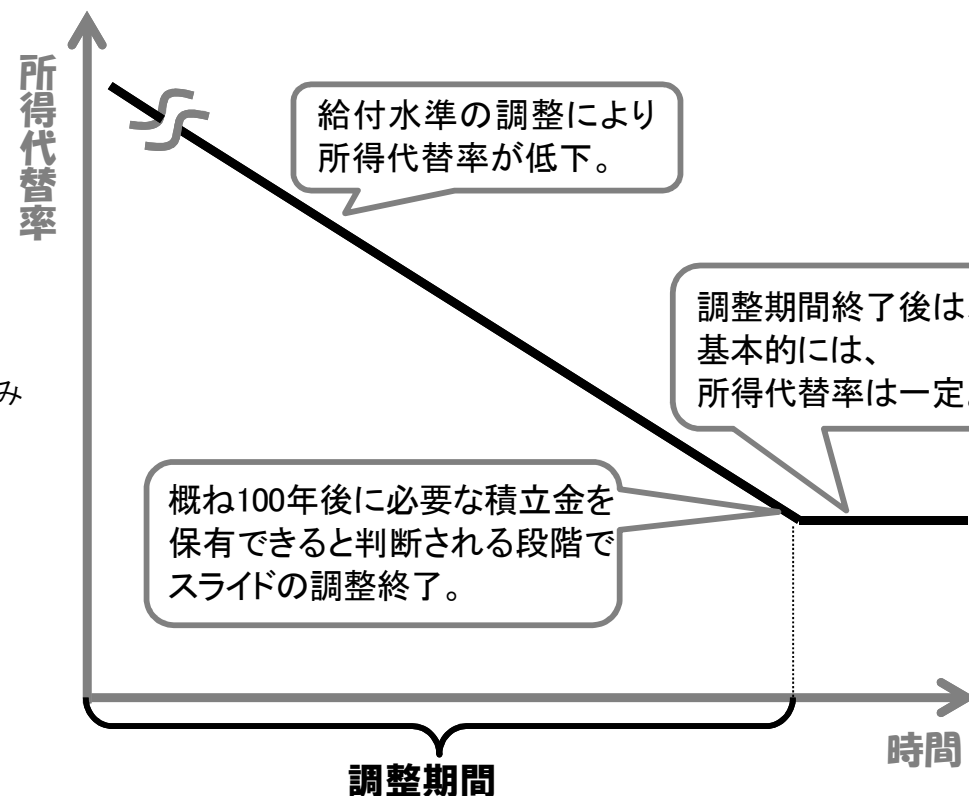
= 『公的年金全体の被保険者の減少率(直近3か年度の実績値の平均値) + 平均余命の伸びを勘案した一定率(0.3%)』

≪毎年度、調整率は異なるが、2014年財政検証に基づく2015から2040年までの見込み(年平均)では1.2%~1.3%≫

<名目下限措置(賃金・物価の伸びが小さい又はマイナスの場合)>



<スライドの自動調整と所得代替率>



年金額の改定（スライド）に用いる賃金・物価の改定率

- 「物価改定率」: 前年（暦年）の消費者物価指数の変動率
- 「賃金改定率」: 過去3年度の賃金変動率の平均

※ 賃金については、前年度の賃金変動率のデータが年金額改定時には得られないので、前々年度からの過去3年度の実質賃金変動率の平均に前年のCPI変動率を乗じて賃金改定率を算出する。

具体的な計算方法（27年のケース）

23年
(4年前)

24年
(3年前)

25年
(前々年)

26年
(前年)

27年4月の改定

消費者物価指数
(CPI)の変動率



物価
改定率

この2つの
改定率を
丈比べ

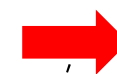
賃金
改定率

(名目手取り賃金変動率)

23～25年度の3年度平均
の実質賃金変動率

×

消費者物価指数
(CPI)の変動率



× 24年度(3年度前)の可処分所得
割合の変化率(▲0.2%)
(32年度まで)

※ 23～25年度(前々年度から過去3年度)の実質賃金変動率(3年度平均)を用いるのは、15年度より賞与も含めた総報酬制が導入されたことで、変動の大きい賞与の影響を平準化する必要があるため。

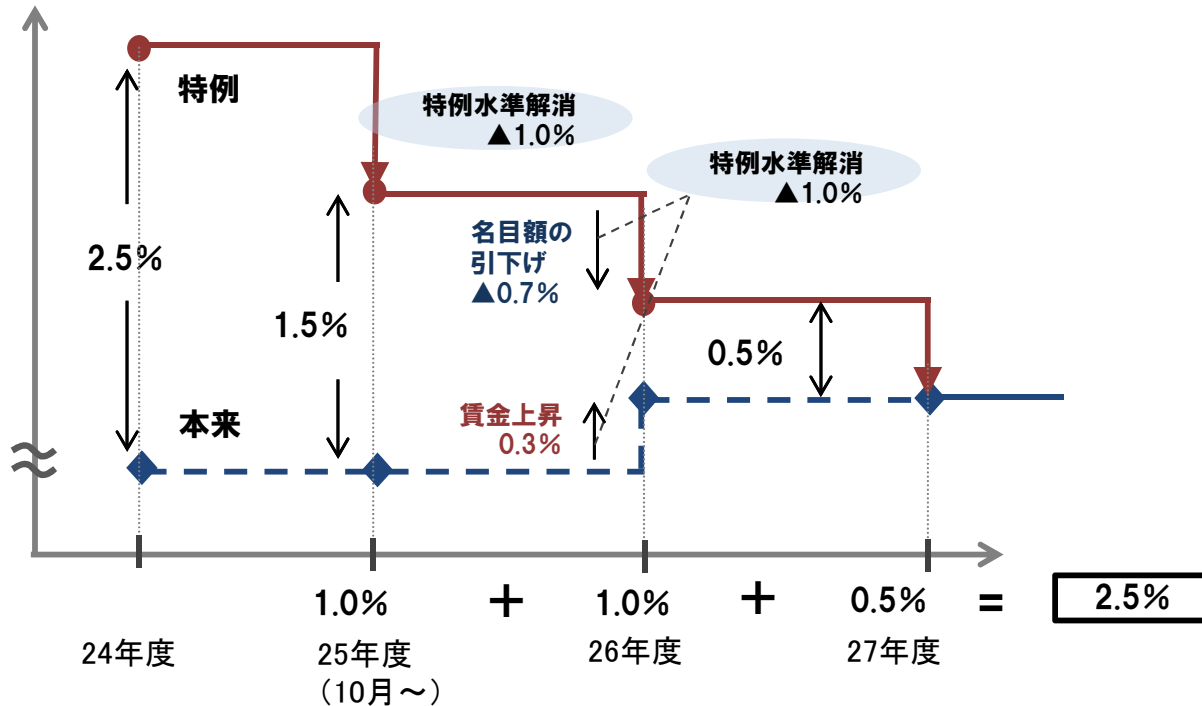
特例水準の解消について

- 過去(平成11~13年)、物価の下落にもかかわらず、特例法でマイナスの物価スライドを行わず年金額を据え置き、その後物価の下落が続いたことなどにより、平成25年9月までは2.5%、本来の年金額より高い水準の年金額が支給されていた。
- 特例水準の存在により、本来の給付水準に比べて毎年約1兆円の給付増となっており、過去の累計で、約8兆円(基礎年金・厚生年金給付費の合計)、年金の過剰な給付があったと指摘されている。
- この特例水準について、早期に計画的な解消を図る観点から、平成25年度から平成27年度の3年間で解消することとしている。(解消スケジュールは、平成25年10月から▲1.0%、26年4月から▲1.0%、27年4月から▲0.5%)
- マクロ経済スライドによる調整は、特例水準が解消されてから行うよう、法律上規定されている。

(平成26年4月からの年金額について)

- 平成26年4月に特例水準解消の第2段目(▲1.0%)が実施
- ただし、毎年4月には、物価・賃金動向を踏まえた年金額の改定(※)が行われているため、物価・賃金動向により、減額率が緩和されることとなる。(※)原則として、物価上昇と賃金上昇の低い方で改定
- したがって、4月からの年金額は、特例水準の解消▲1.0%と賃金上昇+0.3%を合わせて▲0.7%の改定となった。

<概念図> (平成26年の物価・賃金が上昇も下落もしない場合)



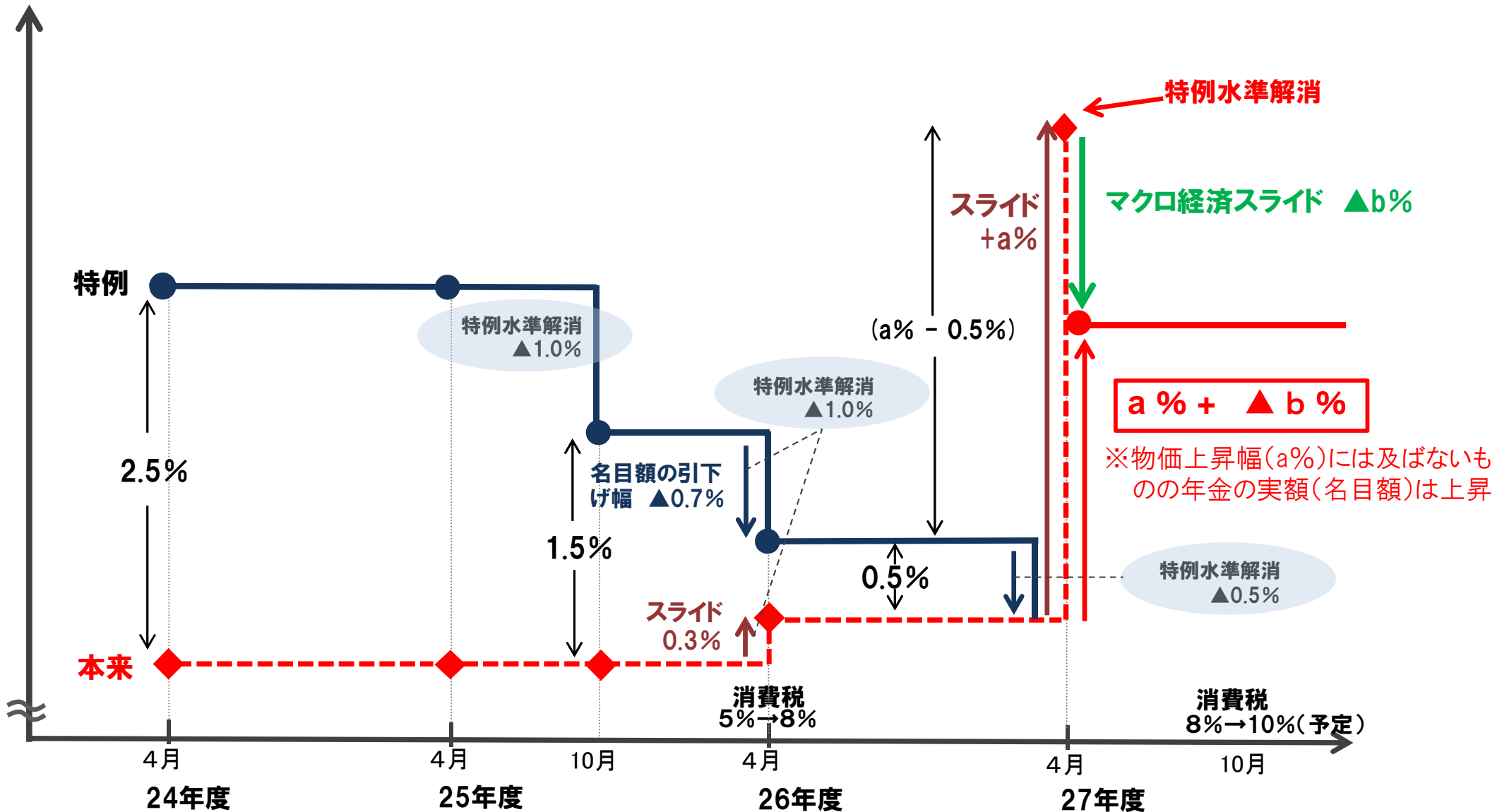
<年金額の推移>

年月	基礎年金	厚生年金 (標準世帯※)
平成25年4月~	65,541円	230,940円
平成25年10月~ (▲1.0%)	64,875円 (▲666円)	228,591円 (▲2,349円)
平成26年4月~ (▲0.7%)	64,400円 (▲475円)	226,925円 (▲1,666円)

(※) 夫が平均的収入(平均標準報酬36.0万円)で40年間就業し、妻がその期間全て専業主婦であった世帯が年金を受け取り始める場合の給付水準

平成27年度におけるマクロ経済スライド調整の実施

○ 平成27年4月の年金額の改定において、特例水準が解消される(▲0.5%)ことにより、マクロ経済スライドの発動条件が整うことになる。



平成17年度以降の物価と賃金の改定率

- 平成17年度以降の年金額の改定(スライド)の計算式に基づく「賃金」や「物価」の改定率は下表のとおり。(実際の改定率は、特例水準があったこと等から異なる。)
- ほぼ全ての年度において、物価の改定率が賃金の改定率を上回ってきた。

改定年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
物価改定率	0.0%	▲0.3%	0.3%	0.0%	1.4%	▲1.4%	▲0.7%	▲0.3%	0.0%	0.4%
賃金改定率	0.3% [※]	▲0.4% [※]	0.0%	▲0.4%	0.9%	▲2.6%	▲2.2%	▲1.6%	▲0.6%	0.3%

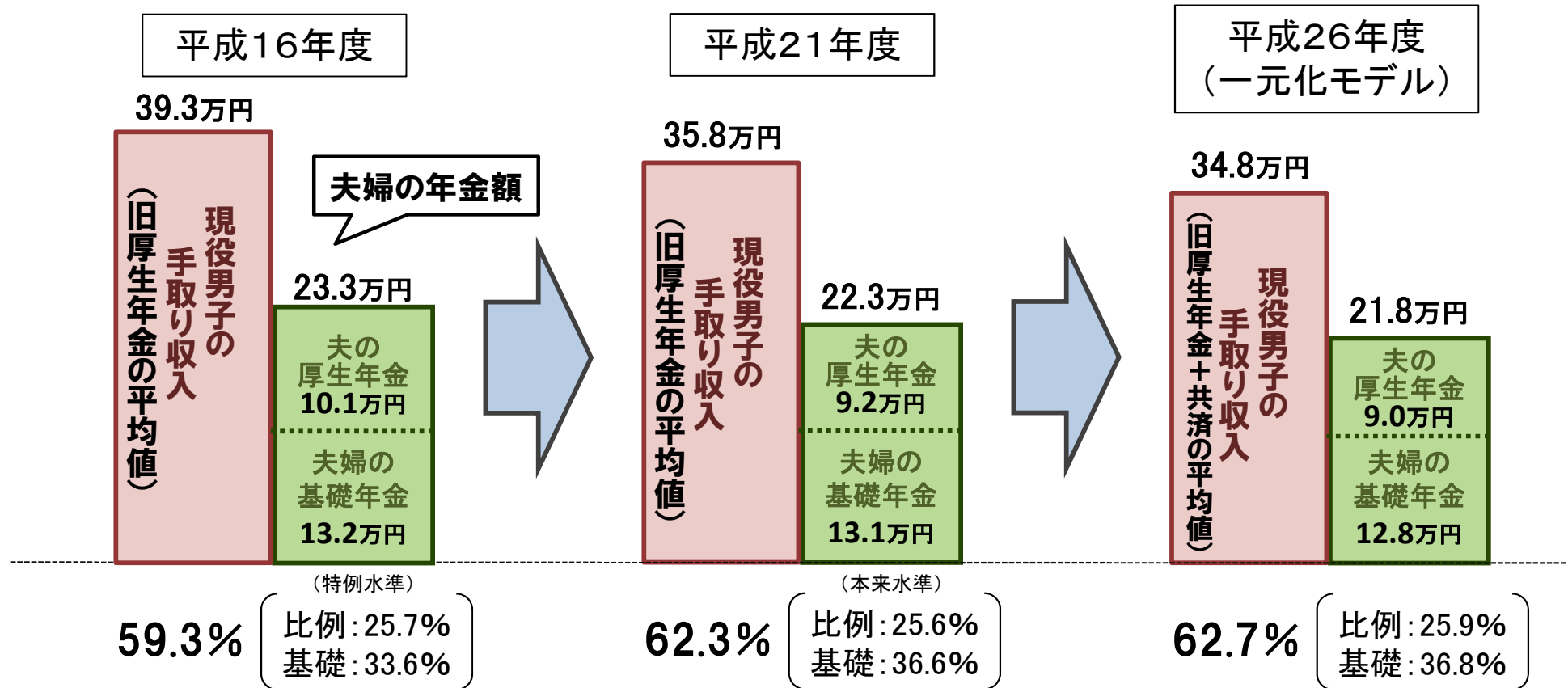
※ 平成17年度、18年度の基礎年金の「実質手取り賃金変動率」は、16年改正法附則11条に基づき0.0%とされていることから、賃金改定率は17年度0.0%、18年度▲0.3%となる。

※ 物価改定率と賃金改定率を比較して高い方を網掛けにしている。

デフレ下での実質賃金低下に伴う年金の所得代替率の上昇

- 平成16年度以降の財政検証(財政再計算)実施時におけるモデル世帯の所得代替率を比較すると、上昇している。
- 所得代替率の上昇は、現役世代の手取り収入の減少に比して、基礎年金水準が低下しなかったことによる、基礎年金部分の所得代替率の上昇の影響が大きい。

モデル世帯の給付水準と所得代替率の推移 (旧厚生年金)

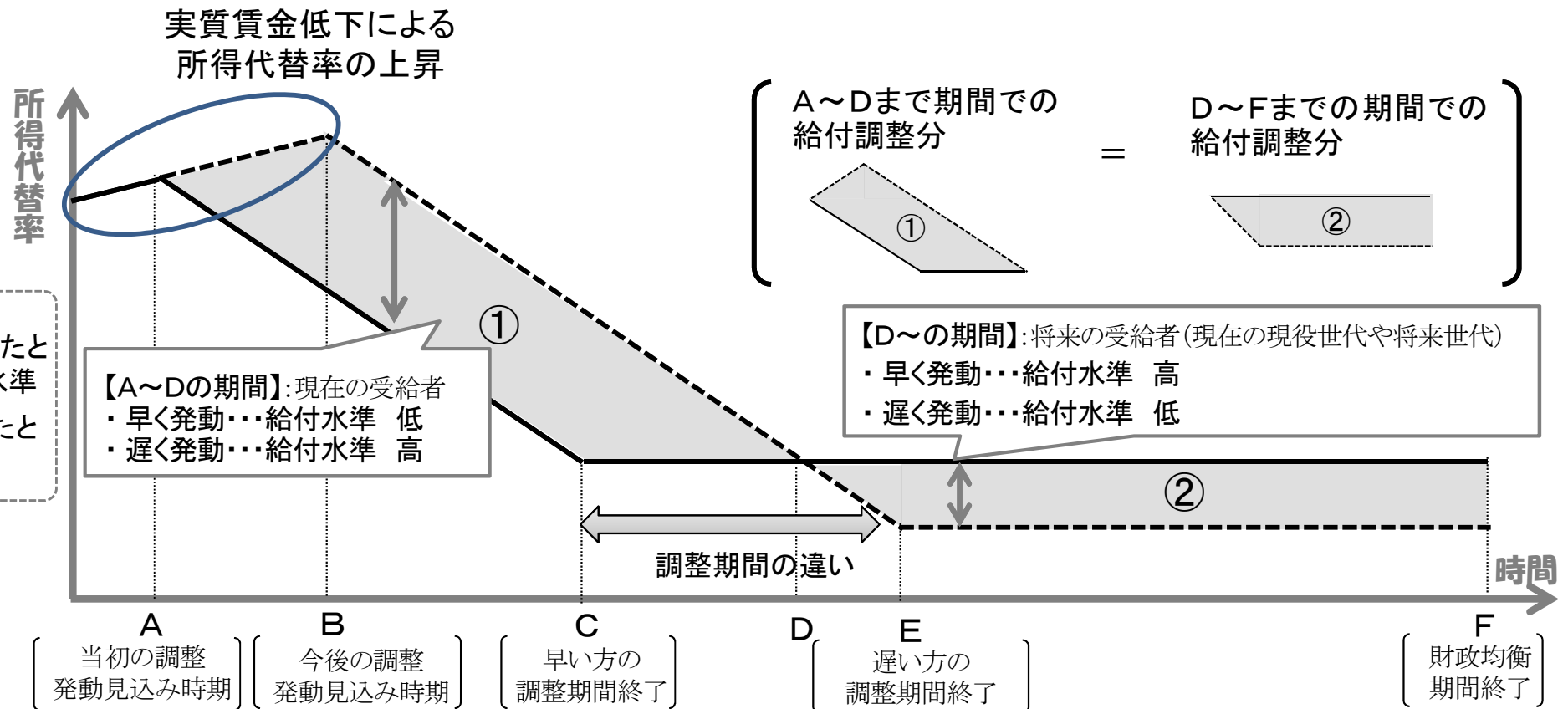


(注) 平成26年度は従来モデルで計算すると、手取り収入33.5万円、夫婦の年金額21.5万円(厚年:8.7万円、基礎:12.8万円)、所得代替率は64.1%(比例:25.9%、基礎38.2%)となる。

所得代替率の上昇がマクロ経済スライドに与えた影響

- マクロ経済スライドの仕組みについては、発動のタイミングが早ければ、早くからマクロ経済スライドにより給付調整が行われるため、マクロ経済スライドの調整期間は早く終わる。
- 結果として、現在の受給者の給付水準は低くなり、将来の受給者の給付水準は高くなる。逆に言えば、マクロ経済スライドの発動が遅ければ、現在の受給者の給付水準は高く、将来の受給者は低くなる。
- 実質賃金低下は、マクロ経済スライドの調整開始時点の所得代替率の上昇をもたらし、平成16年や平成21年の財政検証(財政再計算)時の想定に比べ、調整期間が長期化することとなった。

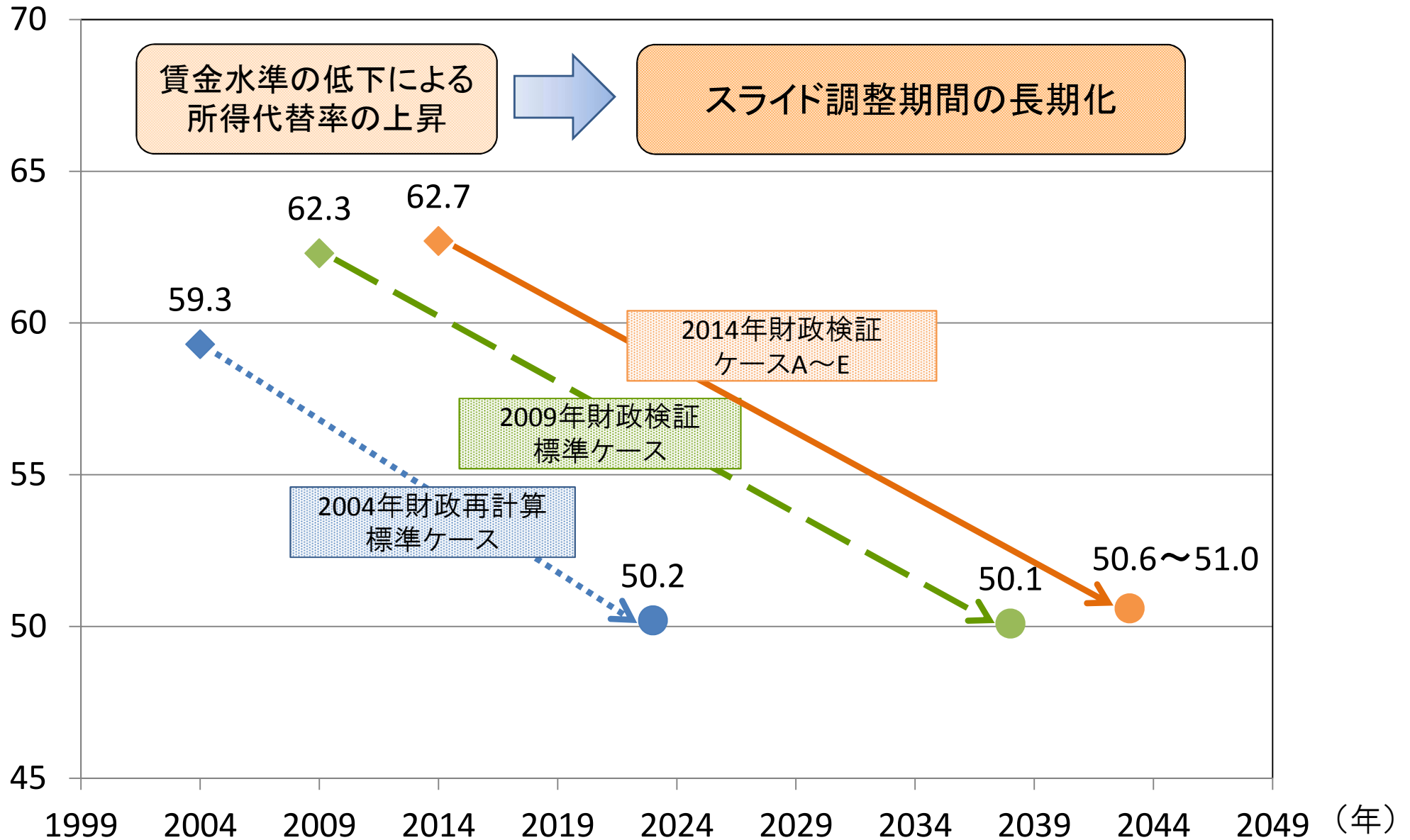
<所得代替率の上昇によるマクロ経済スライドの調整期間の長期化のイメージ>



マクロ経済スライドによる給付水準調整見通しの変化①

【厚生年金(報酬比例部分)+基礎年金(2人分)の所得代替率】

所得代替率(%)

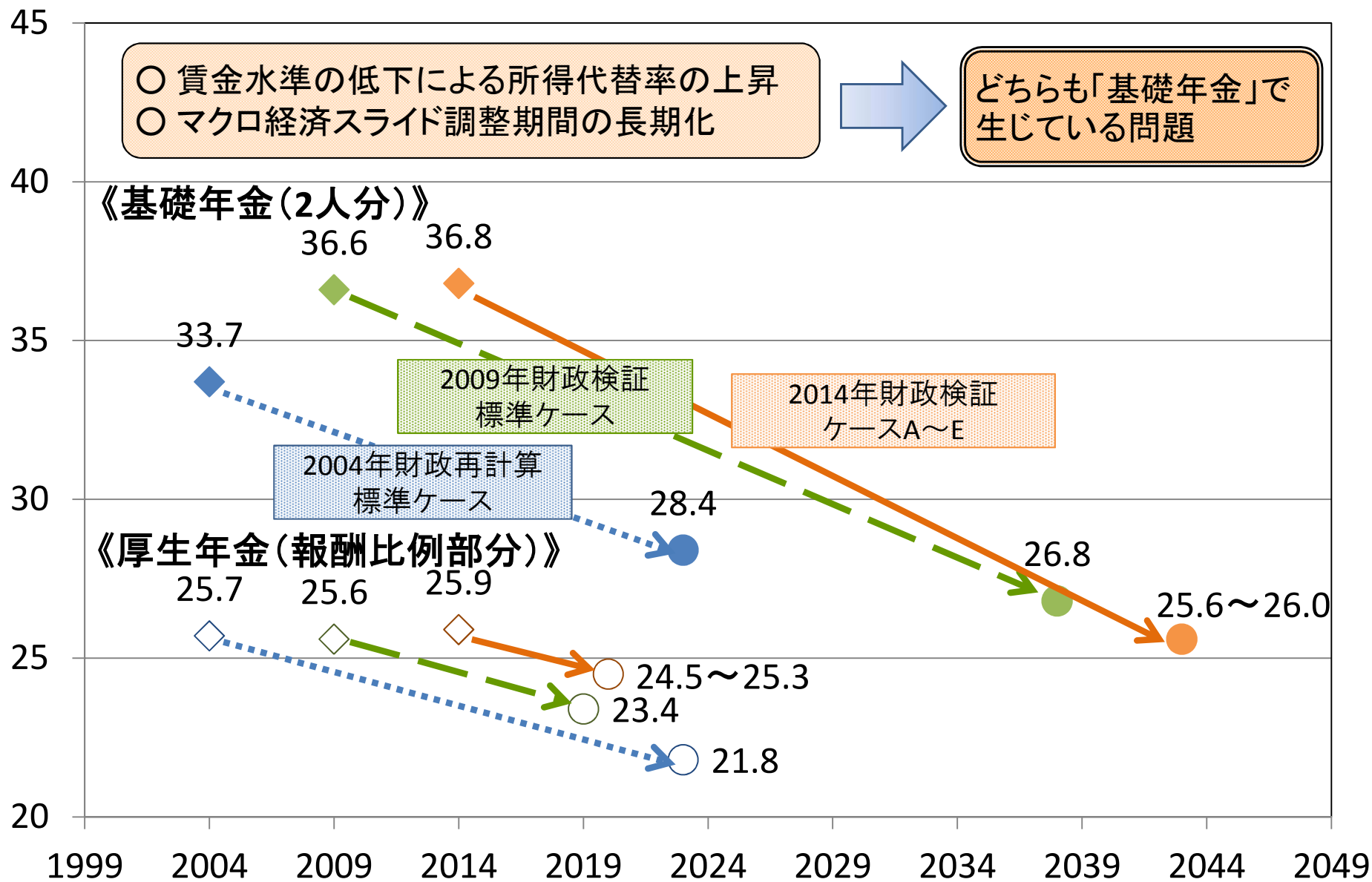


(注) スライド開始時点と終了時点の所得代替率をプロットしたもの

マクロ経済スライドによる給付水準調整見通しの変化②

【厚生年金(報酬比例部分)、基礎年金(2人分)に分解した所得代替率】

所得代替率(%)



(注) スライド開始時点と終了時点の所得代替率をプロットしたもの

2. マクロ経済スライドをめぐるこれまでの議論

社会保障・税一体改革大綱(平成24年2月17日閣議決定) 抄

4. 年金

Ⅱ 現行制度の改善

(4) 物価スライド特例分の解消

○ かつて特例法でマイナスの物価スライドを行わず年金額を据え置いたこと等により、2.5%、本来の年金額より高い水準の年金額で支給している措置について、早急に計画的な解消を図る。今の受給者の年金額を本来の水準に引き下げることで、年金財政の負担を軽減し、現役世代(将来の受給者)の将来の年金額の確保につなげるとともに、その財源を用いて社会保障の充実を図るものとする。

☆ 平成24年度から平成26年度の3年間で解消し、平成24年度は10月から実施する。

☆ 平成24年通常国会に法案を提出した。

(9) マクロ経済スライドの検討

○ デフレ経済下においては、現行のマクロ経済スライドの方法による年金財政安定化策は機能を発揮できないことを踏まえ、世代間公平の確保及び年金財政の安定化の観点から、デフレ経済下におけるマクロ経済スライドの在り方について見直しを検討する。

☆ マクロ経済スライドの適用については、(4)による物価スライド特例分の解消の状況も踏まえながら、引き続き検討する。

国民会議報告書と社会保障制度改革プログラム法

社会保障制度改革国民会議 報告書(平成25年8月6日)

3 長期的な持続可能性を強固にし、セーフティネット機能(防貧機能)を強化する改革に向けて

(1) マクロ経済スライドの見直し

マクロ経済スライドによる年金水準の調整は、2009(平成21)年の財政検証では約30年間かけて行われることとなっているが、このような長い期間の間には当然に経済変動が存在する。このため、デフレ経済からの脱却を果たした後においても、実際の物価や賃金の変動具合によっては、スライド調整が十分に機能しないことが短期的に生じ得ることとなる。他方で、将来の保険料負担水準を固定した以上、早期に年金水準の調整を進めた方が、将来の受給者の給付水準を相対的に高く維持することができる。

このため、マクロ経済スライドについては、仮に将来再びデフレの状況が生じたとしても、年金水準の調整を計画的に進める観点から、検討を行うことが必要である。

2009(平成21)年の財政検証においては、約10年間で水準調整が完了する報酬比例部分に比べて、基礎年金の調整期間が約30年と長期間にわたり、水準の調整の度合いも大きくなっている。当国民会議における議論の中では、基礎年金の調整期間が長期化し水準が低下することへの懸念が示されており、基礎年金と報酬比例部分のバランスに関しての検討や、公的年金の給付水準の調整を補う私的年金での対応への支援も含めた検討も併せて行うことが求められる。

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律(平成25年12月13日法律第112号) 抄

(公的年金制度)

第六条 (略)

2 政府は、公的年金制度を長期的に持続可能な制度とする取組を更に進め、社会経済情勢の変化に対応した保障機能を強化し、並びに世代間及び世代内の公平性を確保する観点から、公的年金制度及びこれに関連する制度について、次に掲げる事項その他必要な事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

一 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)及び厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)の調整率に基づく年金の額の改定の仕組みの在り方

二～四 (略)

オプションIによる所得代替率と調整終了年度の変化

○ オプションIにおいては、経済変動があるため、物価、賃金の伸びが低い年度は、現行の仕組みではマクロ経済スライドがフルに発動しない状況を仮定の上、マクロ経済スライドがフルに発動される仕組みとした場合を試算。（物価上昇率、賃金上昇率が平成30年度以降、4年周期の変化を繰り返し、変動幅を▲1.2%～+1.2%と設定）

○経済変動なし
○マクロ経済スライド
→現行の仕組み

※ 物価・賃金の伸びが低い場合はマクロ経済スライドによる調整を行わない場合

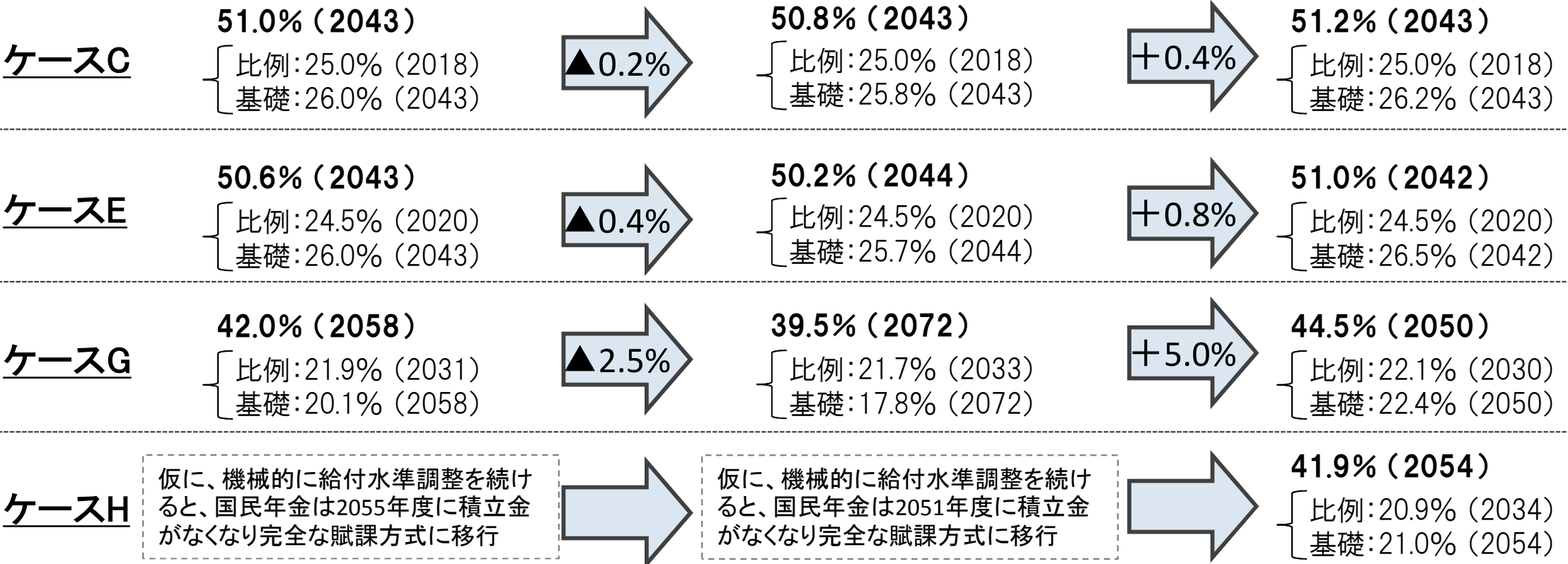
○経済変動あり
○マクロ経済スライド
→現行の仕組み

給付水準調整終了後の標準的な厚生年金の所得代替率

給付水準調整の終了年度

○経済変動あり
○マクロ経済スライド
→フル発動

※ 物価・賃金の伸びが低い場合でもマクロ経済スライドによる調整がフルに発動される場合



(オプション I) マクロ経済スライドによる給付水準調整のスピードと調整後の給付水準

経済前提	経済の変動	マクロ経済スライド調整の仕組み	所得代替率(一元化モデル)の見通し							
			2014	2020	2030	2040	2050	2060	2070	2080
ケース C	あり	現行の仕組み	62.7%	2018 厚生年金調整終了 60.3%	56.9%	2043 基礎年金調整終了 50.8%				
		フルに発動される仕組み	62.7%	2018 厚生年金調整終了 60.3%	56.9%	2043 基礎年金調整終了 51.2%				
ケース E	あり	現行の仕組み	62.7%	2020 厚生年金調整終了 59.3%	56.5%	2044 基礎年金調整終了 50.2%				
		フルに発動される仕組み	62.7%	2020 厚生年金調整終了 59.3%	56.5%	2042 基礎年金調整終了 51.0%				
ケース G	あり	現行の仕組み	62.7%		54.4%	2033 厚生年金調整終了 52.7%		2072 基礎年金調整終了 39.5%		
		フルに発動される仕組み	62.7%		2030 厚生年金調整終了 53.5%		2050 基礎年金調整終了 44.5%			
ケース H	あり	現行の仕組み	62.7%		54.7%		2051 43.8%	2051年度に国民年金の積立金がなくなり、完全な賦課方式へ移行。その後、保険料と国庫負担のみで可能な給付水準は35%~37%程度。		
		フルに発動される仕組み	62.7%		53.4%	2034 厚生年金調整終了 50.7%	2054 基礎年金調整終了 41.9%			

※ 人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位)

名目下限措置による調整期間と給付水準への影響について

- 例えば、景気の変動に伴い賃金・物価の伸びが不十分又は下落した場合、マクロ経済スライドの効果に限定的となる結果、マクロ経済スライド調整期間が長期化し、将来の年金給付水準が低下する。

<賃金・物価の上昇が小さいケース>

賃金(物価)

部分的な調整にとどまる

年金額の改定なし

<賃金・物価が下落するケース>

賃金(物価)

調整なし

所得代替率

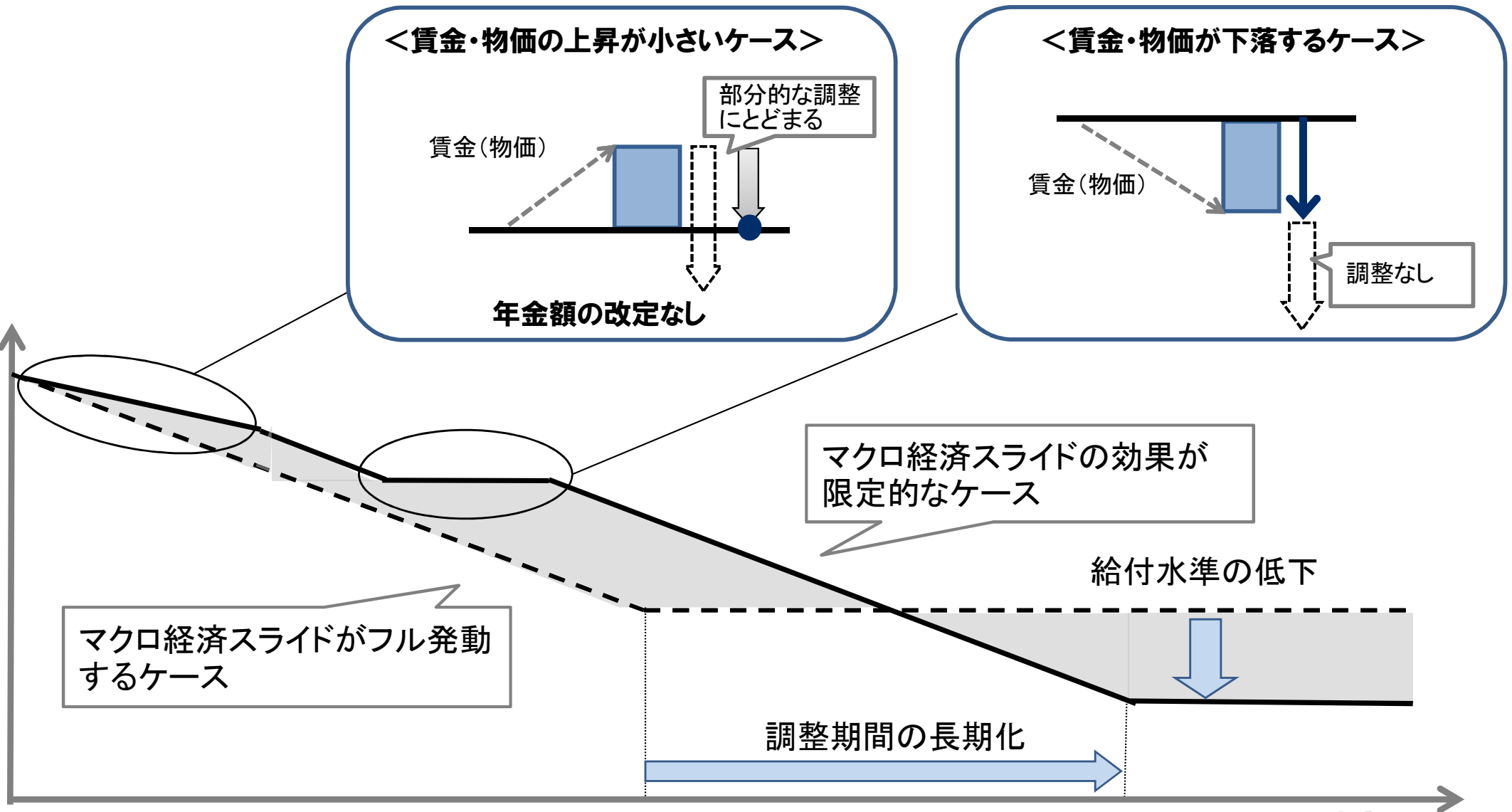
マクロ経済スライドの効果が限定的なケース

給付水準の低下

マクロ経済スライドがフル発動するケース

調整期間の長期化

時間



最近の年金部会における主な意見

○出口委員 マクロ経済スライドについては、理屈から考えてもフルスライドしかないということで答えは出ているように個人的には思うのですが、このような方向で検討していただいて問題はないのではないかと個人的には思います。

○小塩委員 最も脆弱な人に対する支援を強化するという点から言いますと、今までの年金部会でもいろいろ議論になっておりましたけれども、1階部分しかもらわないような人たちの給付をどのようにするかというのは、やはりこれは真剣に考えていかないといけないということです。マクロ経済スライドをそのまま適用すると非常に困ったことになってしまうことにどう対応するかが問題になります。

＜第23回社会保障審議会年金部会議事録（平成26年8月20日）＞

○柿木委員 やはり賃金、物価の伸びが非常に低い場合でも、マクロ経済スライドをフルに発動させるというのが、将来世代の所得代替率が上昇する大きなキーになるのではないかと思います。

保険料の上限を固定するという現行制度、これは企業にとっても非常に大きなことなので、こういったことを前提にすれば、やはり年金財政の持続可能性を確保するためには、高止まりした給付水準の調整を早く進めて、将来世代への給付減を少しでも回復すべく、名目下限ルールを撤廃して、下落した場合にもマクロ経済スライドをフルに発動できるようにするということ、ぜひ、見直していただきたいということでございます。

○山口委員 それから、もう一つオプション1でありますけれども、マクロ経済スライドの発動のおくれが結局代替率低下に拍車をかけていることも明らかにされておりますので、特に経済前提がよくないケースも想定しておかなければいけないわけで、楽観的な経済成長だけを想定せずに、厳しい経済環境もあると考えた場合には、やはり物価の伸びが低い場合、あるいはマイナスの場合でも、マクロ経済スライドを着実に実行していくことが必要ではないかと思います。

このスライド調整を着実に発動する方法として、いろいろなケースでの試算がありましたが、この方式の効果という側面から考えた場合、現在受給している受給者の世代にも、もちろん影響はありますし、今、拠出している加入者の世代もいずれは受給者になっていくので、そこにも影響が出てくるわけでして、そういう意味では、全ての年齢層に対して影響が出てくる。世代間の負担の公平といったような意味でも、このマクロ経済スライドを着実に発動していくという政策は、現在の受給者にも応分の負担を着実にいただくとすることで、正に必要な政策選択ではないかなと見ております。

○駒村委員 デフレ期のマクロ経済スライドは非常に厳しい内容ではありますが、低成長のケースでは、非常に有効に効いてきますので、やはり経済変動リスクを後世代に押しつけるというのはよろしくないと思います。

○花井委員 やはり、マクロ経済スライドを基礎年金部分にかけていいのかどうなのか。生活の基礎的経費を賄う基礎年金について、もう少し知恵を出す必要があるのではないかと思っております。マクロ経済スライドを基礎年金部分にかけることは、少し慎重に検討する必要があるのではないかと、意見を述べさせていただきたいと思っております。

＜第21回社会保障審議会年金部会議事録（平成26年6月3日）＞

年金額の改定（スライド）の在り方に係る論点

年金額の改定（スライド）に関するこれまでの経緯、財政検証、オプション試算の結果等を踏まえると、年金額の改定（スライド）の在り方に係る論点は、以下のように整理できるのではないか。

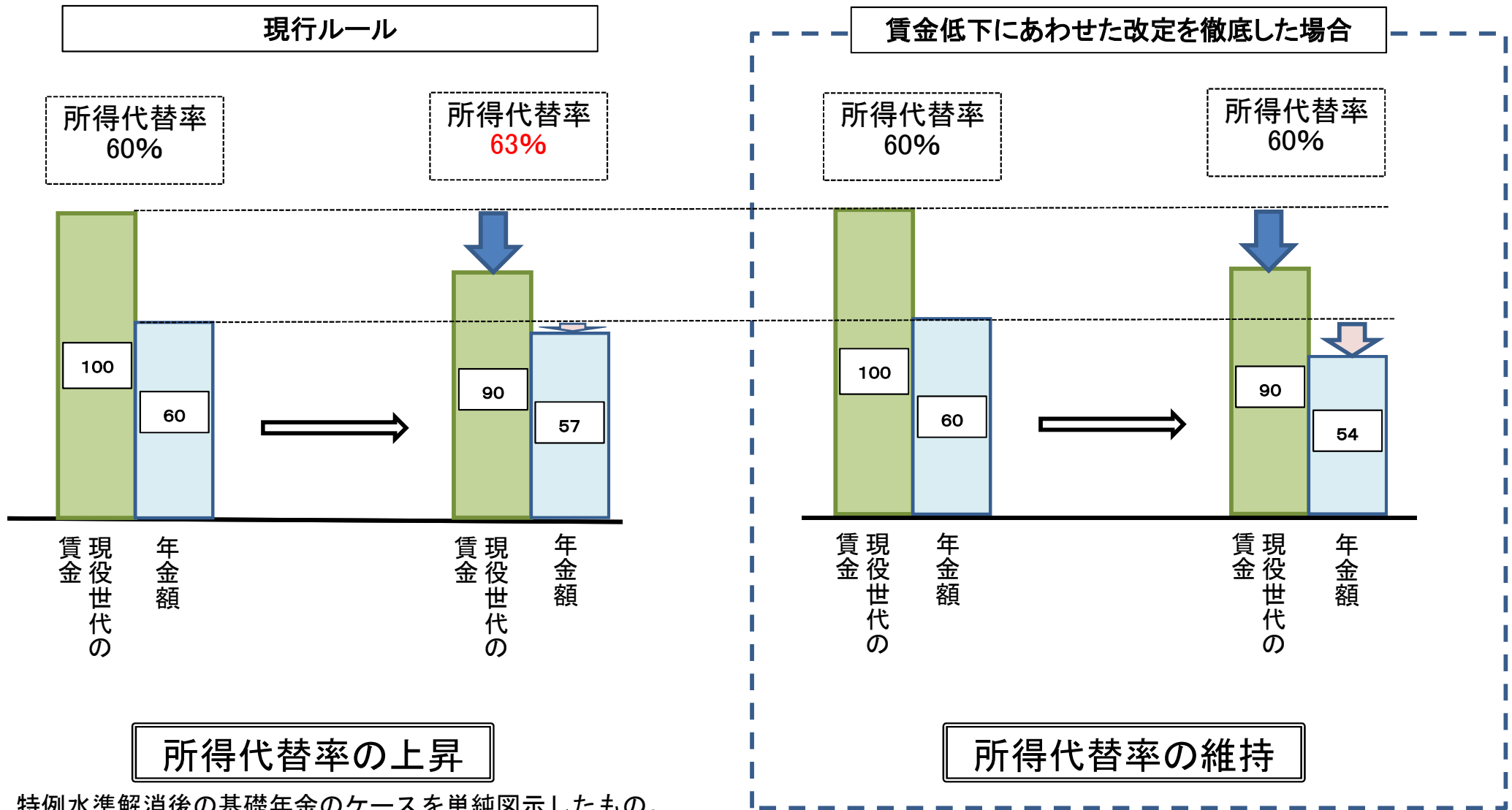
- 物価、賃金の変動に対する年金額改定（スライド）のルールの内方について
 - ・ デフレ経済下で実質賃金低下が生じたが、物価下落率までしか引き下げないという現在の年金額改定（スライド）ルールでは、結果的に所得代替率が上昇することとなったことを踏まえた対応
- 現在の高齢者の生活の安定だけでなく、将来の高齢者の年金給付水準の確保も考慮したマクロ経済スライドにおける、名目下限措置の内方について

3. 年金額の改定(スライド)ルール及びマクロ 経済スライドにおける名目下限措置の見直し

実質賃金低下の場合にも賃金に連動して改定することを徹底した場合の制度設計

- 賃金や物価の下落局面かつ実質賃金が低下する局面では、現行、物価下落率までしか引き下げないとしていることから、年金額は、賃金低下率よりも小さい物価下落率による改定にとどまる。
- 結果として、現在の受給者の給付水準は相対的に高くなり、所得代替率が上昇する。

(例) 名目賃金が10%低下、物価が5%下落 (=実質賃金が5.3%低下) するケース



※ 特例水準解消後の基礎年金のケースを単純図示したもの。

名目下限措置について

- 現行制度では、マクロ経済スライドの自動調整は「名目下限額」を下回らない範囲で行うものとされ、賃金・物価の伸びが小さい場合や下落した場合は、調整の効果が限定的になる。
- 名目下限措置については、高齢者の生活への配慮、給付と負担のバランス等を勘案し、導入された。

○平成16年4月1日 衆・本会議 坂口厚生労働大臣答弁

一つは、年金額の改定とマクロ経済スライドとの関係についてのお尋ねでございました。

今回の改正案で提案しております給付水準調整の仕組み、いわゆるマクロ経済スライドでございますが、既に年金を受給されている高齢者につきましても、ともに制度を支えていただくよう、物価上昇率から社会全体の年金を支える力に応じた調整を新しく年金を受給する者と同様をお願いすることといたしております。

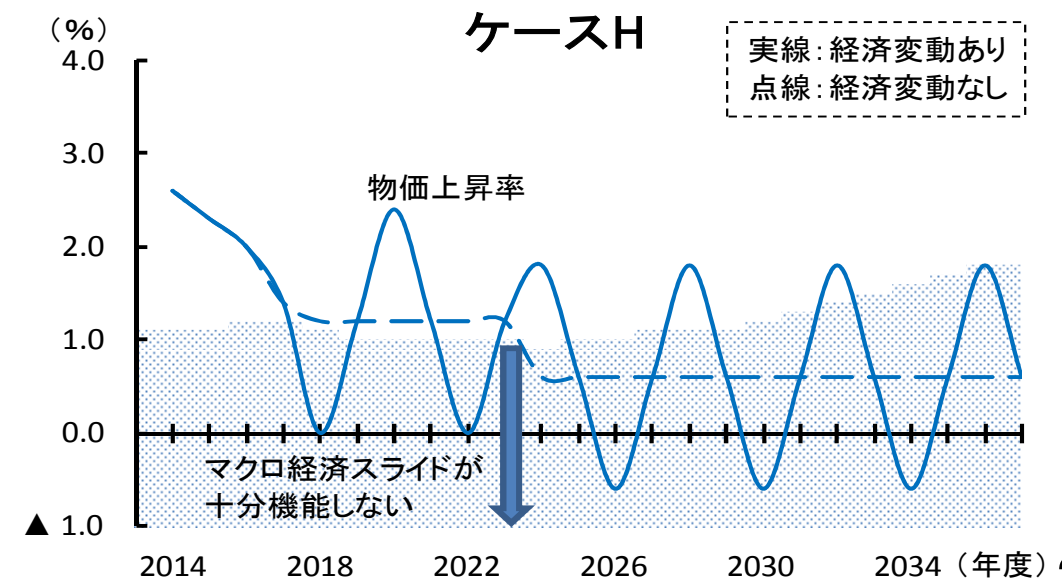
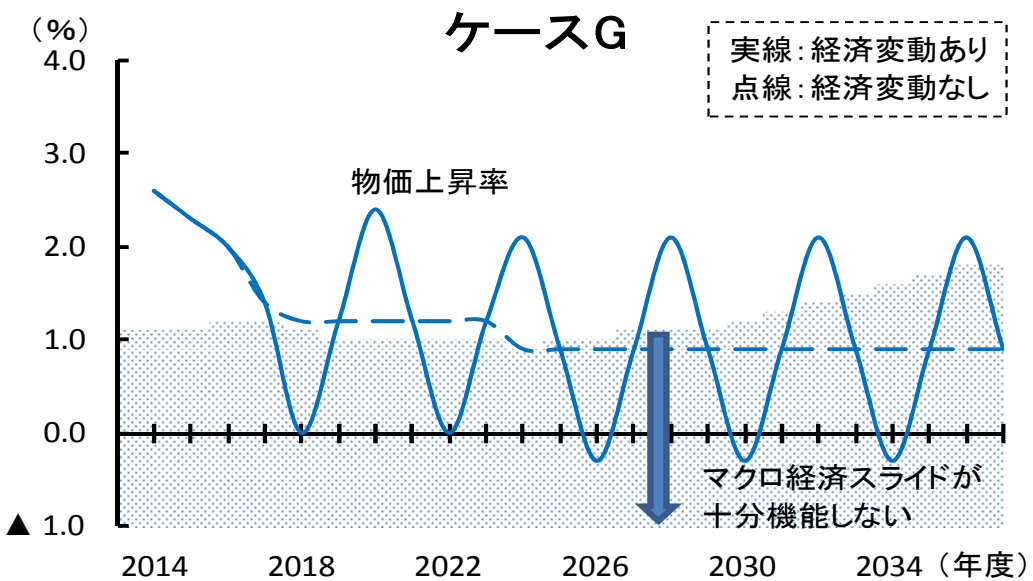
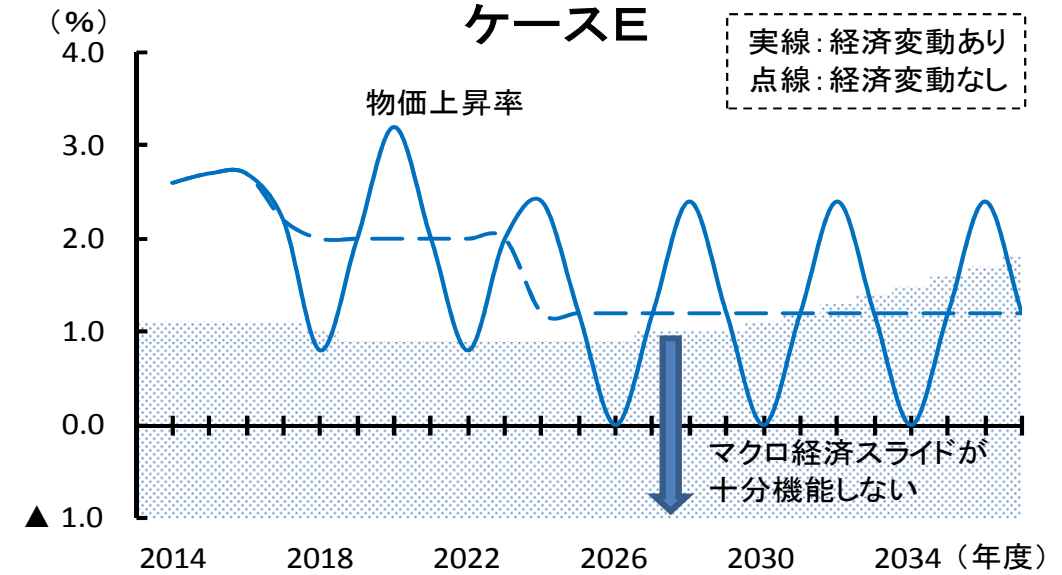
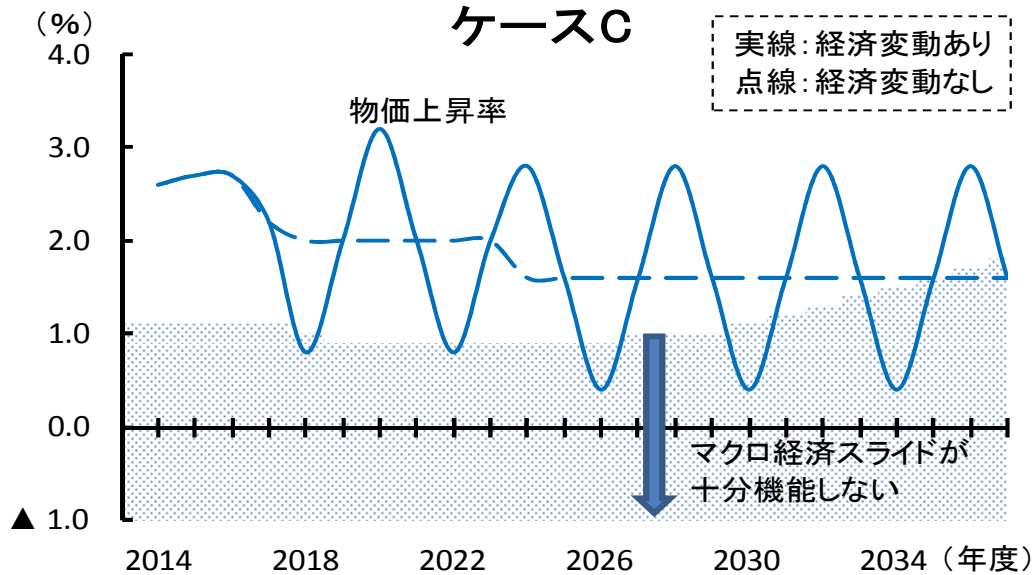
その際には、高齢者の生活の安定にも配慮しまして、改定率の調整は名目額を下限とし、調整によって年金額を前年度の額よりも引き下げることとはしないことといたしております。

○平成17年3月18日 参・厚生労働委員会 尾辻厚生労働大臣答弁

言いますように、給付を、給付と負担の関係で、とにかく給付を余り大きく下げないようにしなきゃいけないと。給付を下げるといふことであれば給付と負担の関係というのとは出てくるわけですから、まあとにかくそんなに給付を下げないでいこう、そしてその答えとしてどういうものが考えられるかなといったときに、マクロ経済スライド、今私どもが言っているものを導入すれば、これはもうよく御存じのとおりでありますけれども、この前も、この前といひますか、昨日も山本先生にも申し上げたように、例えば物価が1%上がるとすると、マクロ経済スライドはマイナス0.9ですから、今私どもがお願いしようとするのはマイナス0.9ですから、-マイナス0.9は0.1、まあその上昇でいくと。ただ、今度物価がもし下がったら、このマイナス0.9は使わないわけですから名目値が下がることはないという。私が今申し上げているのは、余り給付を下げないように下げないように考えながらつくった制度ですということの説明をしておられるんだらうというふうに申し上げているところであります。

経済変動を仮定した場合のマクロ経済スライドの発動への影響

- 物価上昇率がスライド調整率より低い場合、既裁定年金に対するマクロ経済スライドがフルに発動しなくなる。 ※下図の網掛け部分は、マクロ経済スライドがフルに発動しない範囲
- 経済変動があるケースを想定すると、いずれのケースであってもマクロ経済スライドが十分に機能しない時期が生じる。



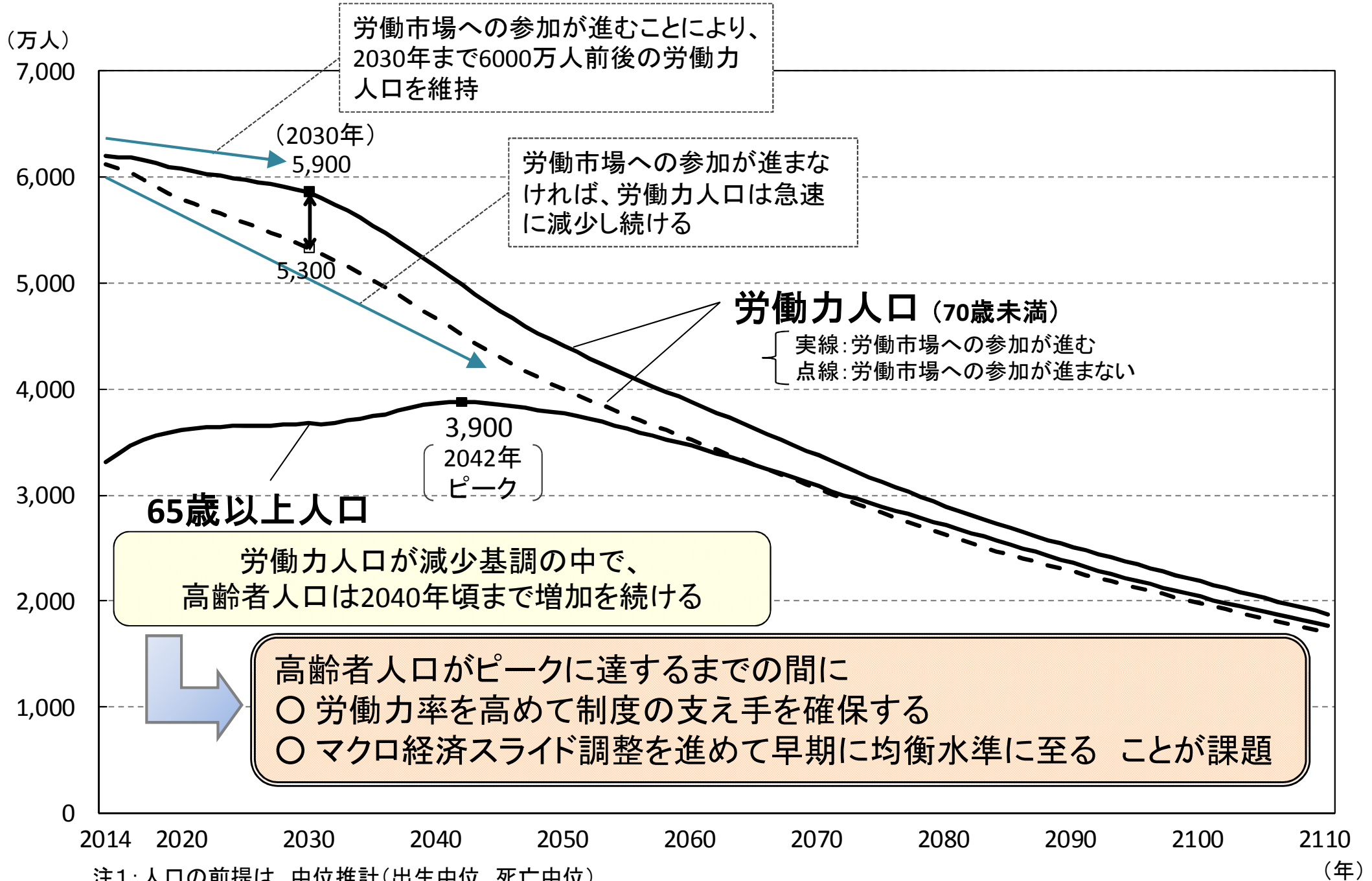
(オプションI) スライド調整率の比較

	スライド調整率 (フルに発動した場合)		現行の仕組みにおいて実際に発動されるスライド調整率 (既裁定者)							
			ケースC		ケースE		ケースG		ケースH	
	労働市場への参加が進むケース (ケースA～E)	労働市場への参加が進まないケース (ケースF～H)	経済変動なし	経済変動あり	経済変動なし	経済変動あり	経済変動なし	経済変動あり	経済変動なし	経済変動あり
2015	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%
2016	1.1%	1.2%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%
2017	1.1%	1.2%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%
2018	1.0%	1.1%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%
2019	0.9%	1.0%	0.9%	0.8%	0.9%	0.8%	1.0%	0.0%	1.0%	0.0%
2020	0.9%	1.0%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%
2030	1.1%	1.2%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	0.9%	0.9%	0.6%	0.6%
2040	1.9%	1.9%	1.6%	1.6%	1.2%	1.2%	0.9%	0.9%	0.6%	0.6%
2050	1.7%	1.6%	2043年度調整終了	2043年度調整終了	2043年度調整終了	2044年度調整終了	0.9%	0.9%	0.6%	0.6%
2060	1.6%	1.6%					2058年度調整終了	0.9%	2055年度に国民年金の積立金がなくなり完全な賦課方式へ移行	2051年度に国民年金の積立金がなくなり完全な賦課方式へ移行
2070	1.8%	1.8%					0.9%			
2080	1.8%	1.8%					2072年度調整終了			
2015～2040 (年平均)	1.2%	1.3%	1.2%	1.0%	1.1%	0.9%	0.9%	0.8%	0.7%	0.7%
2015～調整終了 (年平均)	-	-	1.2%	1.1%	1.0%	0.9%	0.9%	0.8%	-	-

注1:人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位)

注2:実際に発動されるスライド調整率は、調整期間の長い基礎年金の既裁定年金に発動されるものである。なお、厚生年金(比例部分)は、基礎年金より調整期間が短い
が、調整期間中は基礎年金と同じスライド調整率が発動される。

人口構造の変化とマクロ経済スライド調整



財政均衡を図るための措置（諸外国の事例）

- 我が国のマクロ経済スライドのような財政均衡を図る仕組みは諸外国にも存在するが、名目額を割り込む改定をするかどうかの対応は国によって異なる。

	スウェーデン	ドイツ
給付の調整措置	<p>《自動財政均衡メカニズム》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 経済や人口動態の変動に応じて、支給額を自動的に調整する仕組み。所得比例年金について、過去期間分の年金債務と年金資産を比較して、債務超過と評価された場合に発動。 ○ 具体的には、政府が毎年算定する「均衡数値(将来の保険料収入総額 + 年金基金の資産額 / 年金給付債務総額)」が1を下回っている場合に発動。 ○ 名目額を割り込んだ減額改定が行われる。 	<p>《年金ポイント単価算定式と保護条項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 年金額の改定に際し、「一人当たり賃金の伸び」に、「現役 の保険料負担率を踏まえた可処分所得の変化」及び「保険料納付者数に対する年金受給者数の比率の変化(持続可能性係数)」を加味した数値を用いる。 ○ 名目額を割り込んだ減額改定は行わない。(上記算定式により得られた給付額の改定率がマイナスの場合は、改定なし(保護条項)) ○ 将来、改定率がプラスになった場合、当該改定率を2分の1とすることにより、減額しなかった分の埋め合わせを行う(当該措置は、減額しなかった分が解消するまで行う)。
近年の改定状況	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2010年▲3%、2011年▲4.3%の改定(その後、2012年は+3.5%、2013年は+4.1%、2014年は▲2.7%の改定) ○ この年金給付額の減額改定や勤労者の就労促進減税を踏まえて、年金受給者への減税(65歳以上の者への基礎控除額の拡大)を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2010年は算定式どおりの改定率は旧西ドイツ▲2.1%、旧東ドイツ▲0.54%のところ、保護条項により改定なしとされた。 ○ 上記も含め、過去実施しなかった年金額引下げ分を埋め合わせるため、2011年以降の改定率が半減されている。(旧西ドイツは2014年、旧東ドイツは2012年で埋め合わせは終了)。

検討に当たっての論点

① 物価、賃金の変動に対する年金額改定(スライド)のルールの在り方について

- デフレ下における実質賃金の低下により、現在の受給者世代の所得代替率が結果的に上昇し、特に基礎年金部分でマクロ経済スライドの調整期間が長期化する要因となったことを踏まえて、実質賃金低下の場合に賃金に連動して改定するルールを徹底することについて

② 現在の高齢者の生活の安定だけでなく、将来の高齢者の年金給付水準の確保も考慮したマクロ経済スライドにおける、名目下限措置の在り方について

- 名目下限措置によってマクロ経済スライド調整の効果が限定的になる場合、調整期間の長期化によって、将来世代の給付水準が低下することとなるが、名目下限措置を見直し、物価・賃金の伸びが低い場合でもマクロ経済スライドによる調整をフルに発動させることについて